

【公立学校】地方公共団体(学校設置者)  
又は管轄教育委員会  
【私立学校】学校法人  
【国立学校】国立大学法人

平成 年 月 日

公益財団法人東京オリンピック・  
パラリンピック競技大会組織委員会  
会長 森 喜朗 殿

### マーク等の使用等に関する確認書

当団体は、2020年に開催される第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会（以下、総称して「本大会」といいます。）に関する東京2020教育プログラムとして、当団体（当団体が地方公共団体である場合には、当団体の管轄区域に所在する公立学校又はその設置者等（以下、総称して「申請学校等」といいます。）を含みます。）が公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「貴法人」といいます。）に申請し、都度貴法人から承認を受けた全ての事業（以下「本事業」といいます。）について、自ら以下の条件を厳守し、かつ、申請学校等をして以下の条件を遵守させます。

#### 1. 本事業の実施

当団体は、本大会の機運醸成及びオリンピック・パラリンピックのレガシー創出に向けて、貴法人が定める「東京2020教育プログラムガイドライン（学校編）」、仕様、指示及び基準（以下、総称して「貴ガイドライン等」といいます。）、その他関係規則及び貴法人の適宜の指示に従って、本事業を実施します。

#### 2. 使用許諾

当団体は、当団体又は申請学校等が貴法人から受けた、以下のマーク等（以下「マーク等」といいます。）に係る使用許諾（以下「本使用許諾」といいます。）が、本確認書に定める条件の下、マーク等を、本事業のみにおいて、非独占的、譲渡不可、無償、かつ、制限付きで使用するとの内容であることを承諾します。

- ・東京2020教育プログラムに関するマーク
- ・東京2020教育プログラムに関する名称
- ・東京2020教育プログラムに関するプログラム愛称（「ようい、ドン！」）

### 3. 使用期間

当団体は、(1)本使用許諾において許諾された期間の満了日、又は、(2)貴法人がその裁量において当団体に本使用許諾の取消を電子メールを含む書面（以下「書面」といいます。）により通知した日のいずれか早い日まで、本事業に対してマーク等を使用することができ、当該日の翌日以降はマーク等を一切使用しないことを誓約します。

### 4. 使用条件

当団体は、マーク等を、(1)本使用許諾が有効である間のみ、(2)別途、当団体又は申請学校等が貴法人に提出する申請書に基づき貴法人が承認した範囲内でのみ、(3)貴ガイドライン等に従って、(4)第三者又はいかなる商業活動とも関連させない方法でのみ、使用します。

また、当団体は、マーク等の使用に際し、本事業に協力する全ての組織及びその役員、従業員等（以下、総称して「実施パートナー」といいます。）の名称、ロゴマーク等、実施パートナーが特定されうる表示を貴法人の書面による事前の承諾なしに露出させないことを誓約します。

加えて、当団体は、実施パートナーに対して、実施パートナーのスポンサーが、貴法人、本事業及び本大会との何らかの関係を示唆するために当団体との関与に言及することを禁止することを義務づけることに同意します。

なお、当団体は本事業の実施においては、履行確認や視察等、必要に応じて貴法人の参加を認め、貴法人に協力するものとします。また、本事業の内容や運営に関する貴法人からの指導・助言に対しては、誠実に対応し、また実施パートナーをして誠実に対応させることを誓約します。

### 5. 使用承認

当団体は、貴ガイドライン等に従い、個別の本事業ごとに、本事業の申請書等及び本事業におけるマーク等の使用届をマーク等の付与が必要な時期から遡って2週間前までに貴法人に提出するものとし、貴法人の書面による承認を得た上で、貴法人が定める「東京2020教育プログラム（学校編） マーク等取扱い基準」に従って、マーク等を使用し、本事業を実施します。

### 6. 報告義務

当団体はマーク等を使用した本事業について、貴ガイドライン等に従って、貴法人が都度求めるとき、又は年度終了後2ヶ月以内に、貴法人へ所定の様式により実績報告することを承諾します。また、本事業の中止及び内容の変更が生じた場合には、速やかに貴法人へ書面により通知を行うことを承諾します。

また、貴法人が、本大会の機運醸成やオリンピック・パラリンピックのレガシー創出に向けた取組に使用する目的で、当団体からの報告内容その他本事業に関する一切の情報を、無償で複製、改変、公表等することを許諾します。また、当該情報に肖像権、著作

権等の第三者の権利が含まれている場合には、当団体は、当該情報の複製、改変、公表等に必要の権利処理等を自ら実施することを承諾します。

## 7. 禁止事項

当団体は、本使用許諾にかかわらず、貴法人が承認した使用態様以外の態様でマーク等を使用せず、マーク等を変更、修正、改変又は翻案せず、かつ、マーク等と類似する標章を制作又は使用しません。

## 8. 使用許諾の取消

当団体は、本確認書又は貴ガイドライン等に違反した場合、その他貴法人において当団体によるマーク等の使用を不相当と認める場合に、貴法人がその裁量により、本事業の認証又は本使用許諾（以下、総称して「本使用許諾等」といいます。）の全部若しくは一部をいつでも取り消すことができることに合意し、本使用許諾等の取消の結果として当団体が被る一切の罰金、罰則、損失、費用又は経費については自らが負担し、貴法人に一切の責任や負担を負わせません。

また、当団体は、本使用許諾等の全部又は一部が取り消された場合には、貴法人の指示に従って、(1)本事業の実施及びマーク等の使用の全部又は一部を直ちに中止するとともに、(2)当団体が所有又は管理する物件であってマーク等が付されているものの全部又は一部を貴法人に返還し、若しくは廃棄し、又はマーク等に係る部分を完全に抹消します。

## 9. 権利帰属

当団体は、マーク等に係る商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みますが、これに限りません。）、意匠権その他一切の知的財産権が、貴法人に帰属することを確認し、合意するとともに、これを争いません。

また、当団体は、本事業において、当団体が制作した映像、写真、資料その他制作物について、貴法人、IOC、IPC、JOC 又は JPC が、オリンピック・パラリンピックムーブメントの醸成又はレガシー活動の目的に限り、その広報活動等において、全世界において、無期限で、無償で使用する可能性があることにあらかじめ承諾します。

## 10. 非保証等

当団体は、(1)マーク等及び本事業に関するあらゆる事項（マーク等の権利帰属及びマーク等の使用が第三者の権利を侵害しないことを含みます。）について貴法人が一切保証しないこと、及び、(2)当団体がマーク等の使用及び本事業の実施に関し一切の責任を負う旨を理解し、合意します。また、当団体は、貴法人及び貴法人の代表者、役員、従業員、コンサルタント、代理人、契約者（スポンサー、サプライヤー、ライセンサー及び放送事業者を含みますが、これらに限りません。）、その他関係者（以下、総称して「貴法人等」といいます。）に対して、マーク等及びその使用並びに本事業に関する一

切の責任追及を行いません。

#### 11. 免責

当団体は、当団体又は実施パートナーその他本確認書に基づき当団体が監督する第三者によるマーク等の使用、本事業の実施又は本確認書の違反(以下、総称して「責任原因」といいます。)に関し、直接又は間接に生じるあらゆる請求、責任及び費用から貴法人等を免責し、一切の損害を被らせません。万が一、責任原因に起因して貴法人等が何らかの損失を被った場合には、当団体はその一切を賠償するものとします。

#### 12. 譲渡禁止

当団体は、本使用許諾、マーク等の使用权、本事業に係る認証その他本確認書に基づく一切の権利又は義務を、貴法人の書面による事前の承諾なく、譲渡し、貸与し、担保提供し、又は委託しません。

#### 13. 損害賠償

当団体は本確認書の条件の違反により、貴法人が被ったあらゆる損失に対する責任を負うことを承諾します。

#### 14. 委託等

当団体は、本確認書において認められる範囲内で本事業を実施し又はマーク等を使用するにあたり、第三者との間で業務委託契約その他の契約を締結する場合には、当該第三者に対し、書面により本確認書に基づき当団体が負う義務と同等の義務を負わせ、当該第三者を監督するとともに、当該第三者によるあらゆる行為について一切の責任を負います。また、当団体が地方公共団体である場合において、申請学校等が本事業を実施し又はマーク等を使用する場合には、申請学校等に対し、書面により本確認書に基づき当団体が負う義務と同様の義務を負わせ、申請学校等を監視するとともに、申請学校等によるあらゆる行為について一切の責任を負います。

#### 15. 機密保持

当団体は、本確認書提出の事実及びその内容並びに貴法人がマーク等の使用許諾又は本事業に関連して提供する機密性の高いあらゆる資料及び情報について、その機密を厳守することに同意し、それらを本事業の実施以外の目的で使用したり、第三者に開示したりしてはならないことを承諾します。但し、法律又は管轄権のある裁判所若しくはその他の機関の命令により要求される場合であって、その旨を事前に貴法人に通知した場合はその限りでないことに同意します。

#### 16. 準拠法

当団体は、本確認書及び本事業並びにこれらに関連する一切の事項に係る準拠法を日本

法とすることに同意します。

#### 17. 管轄

当団体は、本確認書及び本事業並びにこれらに関連する一切の事項に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに同意します。

#### 18. 特記事項

(1) 当団体は、自ら又は実施パートナーその他の第三者をして、アンブッシュマーケティング（IOC、IPC 又は貴法人の事前の許諾無しに、オリンピック・パラリンピックに関する知的財産を使用すること、又はオリンピック・パラリンピックのイメージを流用すること）を行わないことを誓約するものとします。また、当団体は、本事業の実施会場において、第三者によるアンブッシュマーケティングを防止するためにあらゆる合理的な措置を講じるものとし、アンブッシュマーケティングが行われていることを把握した場合には直ちに、貴法人に対し書面により通知し、必要な調査を行うことを承諾します。また、貴法人の要求があれば、当団体は自らがアンブッシュマーケティングの解決に向けてあらゆる措置を講じることを承諾します。

(2) 当団体は本事業を実施する際は、貴法人の指示に従って、本事業の実施主体を適切に表示するものとし、貴法人が共催者となる場合を除き、本事業の実施主体が貴法人であるとの誤認を招かないような措置を講じるものとします。

住 所：

名 称：

代表者：

④